



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

埼玉県知事 殿

提出者

住所 東京都中央区日本橋茅場町1-3-1
 氏名 株式会社東京エネシス
 エネルギー・産業本部
 水力・変電部長 孝橋 享
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 03-6371-5354

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社東京エネシス 水力・変電部 北東京工事事務所
事業場の所在地	埼玉県白岡市上野田1501
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

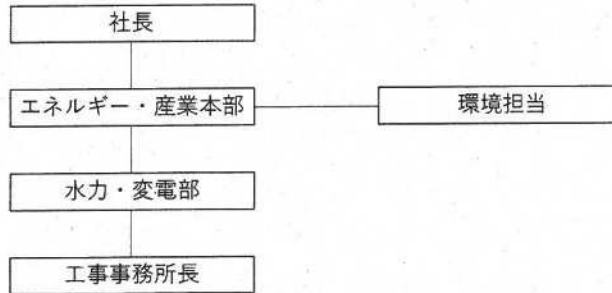
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	設備工事業
② 事業の規模	427,46万円 (前年度実績)
③ 従業員数	6人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【工事現場】</p> <p>排出</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【委託】</p> <p>収集運搬</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【委託】</p> <p>中間処理</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【委託】</p> <p>最終処分</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>コンクリートがら、アスファルトがら、その他がれき類 土砂くず・コンクリートくず及び陶磁器くず 廃プラスチック類 金属くず 紙くず 木くず 繊維くず 混合廃棄物 廃油 汚泥 廃石膏ボード 石棉含有廃棄物 水銀灯、蛍光灯 特管産業(廃石棉等)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>破砕 焼却 圧縮 選別 切断 油水分離 固形化</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> <p>再生(リサイクル) 埋立(安定型・管理型)</p> </div> </div>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】 ※別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 ※別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類、コンクリートくず、木くず、紙くず、繊維くず、ガラス・コンクリート・陶器くず、汚泥、廃油、がれき類。 産業廃棄物の保管は施設内又は周囲に囲いを設け、飛散・流失及び地下浸透しないように整理整頓を行い、衛生的に保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、定期的に保管状況の確認をする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【目標】 ※別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
【前年度（令和4年度）実績】										
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥	がれき類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有)	
①現状	排出量	7.525 t	0.75 t	4.675 t	138.115 t	24 t	589.6 t	429.2 t	0.39 t	7.4 t
<p>(これまでに実施した取組) 廃棄物は分別収集を行い、可能な限り資源化・再利用の中間処理施設を有する業者を選定する。</p>										
【目標】										
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥	がれき類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有)	
②計画	排出量	4.5 t	0.5 t	1.0 t	5.0 t	0 t	257.5 t	0.4 t	0 t	
<p>(今後実施する予定の取組) 上記に加え、さらに分別を徹底する。</p>										

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】										
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥	がれき類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有)	
全処理委託量	7.525 t	0.75 t	4.675 t	138.115 t	24 t	589.6 t	429.2 t	0.39 t	7.4 t	
優良認定処理業者への処理委託量	7.525 t	0.75 t	4.675 t	138.115 t	24 t	589.6 t	429.2 t	0.39 t	7.4 t	
再生利用業者への処理委託量	7.525 t	0.75 t	4.675 t	138.115 t				0.13 t		
認定熱回収業者への処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
<p>①現状</p> <p>(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 マニフェストにより最終処分の確認を徹底している。 廃棄物は分別収集を行い、可能な限り資源化・再利用の中間処理施設を有する業者を選定している。</p>										
【目標】										
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	汚泥	がれき類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有)	
全処理委託量	4.5 t	0.5 t	1.0 t	5.0 t	14.4 t	0 t	257.5 t	0.4 t	0 t	
優良認定処理業者への処理委託量	4.5 t	0.5 t	1.0 t	5.0 t	14.4 t			0.4 t		
再生利用業者への処理委託量	4.5 t	0.5 t	1.0 t	5.0 t			257.5 t	0.1 t		
認定熱回収業者への処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
<p>②計画</p> <p>(今後実施する予定の取組) 可能な限り優良認定処理業者から選定する。 委託先の処理業者には定期的に現地確認を実施する。 リサイクル化を高めるために廃棄物は分別収集を行い、可能な限り資源化・再利用の中間処理施設を有する業者を選定する。</p>										